

横山文野著

## 『戦後日本の女性政策』

評者：浅野 富美枝

両性にとって一見中立的に見える社会制度や政策，とりわけこれまでの家族・女性政策をジェンダーの視点から再検討することは，男女共同参画社会基本法が施行され，男女共同参画社会の成立が最重要課題とされる今日のわが国では，現代日本のジェンダー・ポリティークの構造を解明するという学問的課題としてだけでなく実践的課題としても重要となっている。本書はそのような状況をふまえ，時宜にあって発行された。

本書は，戦後日本の家族・女性政策の歴史的経過をジェンダーの視点から整理し，まとめたもので，構成は以下のとおりである。

- 序章 公共政策のジェンダー分析に向けて
- 第1章 経済成長と「戦後家族」の確立
- 第2章 男女平等の胎動と「戦後家族」の揺らぎ
- 第3章 性差別撤廃のうねりと「戦後家族」の強化
- 第4章 少子化の衝撃とジェンダー平等への志向
- 終章 ジェンダー公正な社会をめざして

第1章では，1945年～1960年代を第1期とし，経済成長が「戦後家族」を確立させ，この「戦

後家族」をモデルとした家族政策の基本的方向が成立した時期としてとらえられる。「戦後家族」とは，M字型ライフサイクルをとる「現代主婦」とその夫および子どもからなる核家族のことで，以降わが国の家族・労働にかかわる諸政策は，標準家族と位置づけられたこの家族の存在を前提に策定されるようになる。ここでは，この標準家族を単位モデルとした家族政策（被扶養配偶者を前提とした国民皆年金制度および配偶者控除を導入した税制），それに対応して育児などケアワークを私事としてとらえることを前提とした児童福祉，保育制度が成立する歴史的経過が迎えられる。

第2章では，1970年代を第2期とし，男女平等が胎動し「戦後家族」が揺らぐ時代と位置づけられる。第1期で確立した「戦後家族」は早くもこの時期に揺らぎをみせる。年金制度や税制，保育制度など，この時期の家族政策は，基本的には第1期に確立した「戦後家族」を前提とした家族単位モデルの方向をとる。しかし他方第2期は，女性の社会進出と高学歴化により女性の意識が高まり，またこの時期に民法の一部改正（婚氏続称制度の新設）と教育課程の男女平等化をめざした家庭科の男女共修へ向けての取り組みの進展などにあらわれているように，男女平等の胎動がみられた時期である。こうした男女平等を求める動きのなかで，家族単位モデルの根幹である性別役割分業システムが揺らぎをみせ，それが「戦後家族」の揺らぎをもたらしたと著者はとらえる。「戦後家族」の揺らぎは，高度成長とそれに続く低成長というわが国の経済の展開自体のなかにもう一つの要因をみいだすことができると評者は考えるが，著者が「戦後家族」の揺らぎの要因として強調するのはあくまでも男女平等の胎動である。著者のその思いは，国際的な女性差別撤廃の取り組みとそれに連動した国内の取り組みの前進か

らこの章を始めていることからもうかがうことができる。

第3章では、1980年代が第3期とされ、「性差別撤廃のうねりと『戦後家族』の強化」の時代と特徴づけられる。ここでは第1期に確立した家族単位を前提とした家族・女性政策と、第2期に誕生した新たな視点をもった家族・女性政策との対立・展開という構図が鮮明になった時期とされる。すなわち一方では、女性差別撤廃条約の批准に端を発する性差別撤廃の動きと少子高齢化によってもたらされた新たな状況により、性別役割分業観が流動化し、ケアワークの位置づけが変化し、育児と介護の社会化が進行する。またこれとならんで男女雇用機会均等法の制定など、女性の労働力化がさらに進む。しかし他方で「日本型福祉社会」論が家族政策の基本的な考え方となり、配偶者特別控除の新設などの専業主婦優遇策と家族単位モデルの社会政策が進行・強化されるが、この政策はわが国の家族と女性をめぐる現実とあわなくなったことが指摘される。

第4章では1990年代が「少子化の衝撃とジェンダー平等への志向」として整理されている。1980年代末から深刻となった少子化にともなう家族変動は、従来の家族単位モデルによる家族・女性政策では対応不可能となり、女性の就労を前提とした政策への転換の必要性が認識されるようになった。ここではそのような現状認識のもとに、選択的夫婦別姓制度、家庭科の男女共修、税制度や年金制度の専業主婦優遇策の見直しなど、今日にいたる家族・女性政策の経過が詳細にたどられている。

家族と女性をめぐる政策は多数の領域にわたっており、きわめて幅広い。しかもそれらは有機的に結びついている。本書の特徴は、多岐にわたる家族・女性政策を取り扱うことにより、

それらを連関づけて考察しようとしたことにある。ここで考察の主要な対象とされている家族・女性政策は、所得保障政策（年金制度と税制度）、雇用及び労働政策、そして育児及び保育政策（保育制度、育児休業、児童手当制度）の三領域であるが、教育制度や家族法の領域にも考察は及んでいる。戦後から2001年までのこれらの関連領域の個別的な政策の歴史的経過はわかりやすくまとめられている。

しかし、これだけ多岐にわたる領域がとりあげられているにもかかわらず、家族・女性政策の全体の構図が鮮明になったという印象は弱い。理由は二つあると評者は考える。

一つは、確かに本書では多くの領域が取り扱われてはいるが、なお、今日の家族・女性政策を論じるにあたっての重要な領域が欠如していることである。高齢社会の領域にかんしては著者自身今後の課題としているのでさておくとしても、セクシュアリティ、性と生殖をめぐる領域は落としてはならない領域ではなかったか。周知のように、公的領域の男女平等を求めた戦前のフェミニズム（第一波フェミニズム）に対し、戦後のフェミニズム（第二派フェミニズム）は、私的領域内部の女性問題とその要因としての私的領域と公的領域の連関を問題にした。社会政策をジェンダーの視点から考察することは、男女平等社会の実現が国際的な政策的課題として取り組まれるようになったところから端を発している。そしてそこから、家族という枠組みではとらえきれないもう一つの私的領域、すなわち性と生殖をめぐる領域を社会政策の課題としてとらえる道が開かれ、今日ではプロダクティブ・ヘルス/ライツという重要な政策的課題が確立されるにいたっている。実際この領域では、従来の母性と生殖に関する政策や買春に対する政策に加えて、DVや性暴力、セクハラに対する政策など、数多くの政策的課題

が設定されている。これらは国際的な取り組みのなかで発展してきたものだが、不十分ながら国内でも独自の動きがあった。しかもこれらは育児・労働に関する政策と密接な関係にあることにかんがみると、本書の狙いが家族・女性政策の全体像を解明することにあるという以上は、今日の家族・女性政策の最大の特徴をなすこの領域を欠落させることはできないのではないだろうか。

戦後の家族・女性政策の全体像がクリアになりきれていないもう一つの理由は、取りあげられた領域の考察にかんして物足りなさを感じたことである。

一例として保育政策をみてみよう。今日の保育政策の問題として保育現場や保育政策を含めた子育て支援政策の研究者から指摘されているのは、保育政策がその財源保障がないままに規制緩和の対象とされていること、そしてその結果、市場原理が保育領域にほとんど無政府的に侵入し、保育労働者の労働条件の劣悪化や、保育の質が保証されない状況がもたらされているということである。今日の保育政策の最大の問題であり特徴であるこのような構造改革・規制緩和の方向性は、最近になって突如として出現したわけではなく、本書が考察の対象としている保育政策のなかにすでにその萌芽をみいだすことができる。しかし本書では、たとえば「新エンゼルプラン」などの実施状況から保育料の高さや柔軟性に欠ける保育サービスなどが今後の課題として指摘されるに過ぎず、今日の構造改革路線につながる芽を指摘する叙述は残念ながらみられない。著者が指摘する「子どもにとっての最善の利益」の視点で貫かれた、もう一

歩深い考察が必要なのではないかと思われたゆえんである。

同様のことは、著者の今日にいたるわが国の家族・女性政策の基本的構図のとらえ方にも言える。前述したように著者は戦後の家族・女性政策を、高度成長期に確立した性別役割分業と家族単位の政策と、1970年代に誕生した男女平等の動きに突き動かされた政策との二つの相異なる政策の矛盾・対立の展開として描くのであるが、両者の矛盾・対立は著者が描いた構図ほど単純ではない。このことはわが国の家族単位政策が、一方では男女平等の立場での女性の社会進出を阻みつつ、他方では女性の社会進出をM字型ライフサイクルという形で「実現」することを通して確立していく経過のなかにすでにあらわれている。わが国の家族・女性政策は「もう一つの経済・労働政策」であり、経済・労働政策はまた「もう一つの家族・女性政策」であった。両方の政策が連動して日本の経済を強力に支え、企業社会の一翼を担ったこと、そしていま、ここで確立した原理が行政レベルにもちこまれ、構造改革の特徴の一つを形成していることの意味を押さえなければ、今日の男女共同参画政策のなかに潜んでいる陥穽(ないし同政策がもつ弱点を克服する道)を見落とすことになるのではないか。

以上、少々辛口のコメントになったのは、それだけ本領域の研究への期待が大きいためである。この領域の研究がいつそう進むことを期待したい。

(横山文野著『戦後日本の女性政策』勁草書房、2002年5月刊、ix+442頁、6,000円+税)

(あさのふみえ 宮城学院女子大学助教授)